

2024西鉄発第 152 号

2025年3月14日

国土交通大臣
中野 洋昌 殿

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

西武鉄道株式会社

取締役社長 小川 周一

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

当社は、このたび標記の旅客運賃上限を別紙のとおり変更いたしたく、鉄道事業法
第16条第1項の規定に基づき関係書類を添付のうえ申請いたします。



別紙

1. 氏名または名称及び住所

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

西武鉄道株式会社

取締役社長 小川 周一郎

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

池 袋 線	池 袋 ～ 吾 野	57.8キロ
西武秩父線	吾 野 ～ 西武秩父	19.0キロ
豊 島 線	練 馬 ～ 豊 島 園	1.0キロ
狭 山 線	西 所 沢 ～ 西武球場前	4.2キロ
山 口 線	多 摩 湖 ～ 西武球場前	2.8キロ
西武有楽町線	練 馬 ～ 小 竹 向 原	2.6キロ
新 宿 線	西武新宿 ～ 本 川 越	47.5キロ
西武園線	東 村 山 ～ 西 武 園	2.4キロ
国 分 寺 線	東 村 山 ～ 国 分 寺	7.8キロ
拝 島 線	小 平 ～ 拝 島	14.3キロ
多 摩 湖 線	国 分 寺 ～ 多 摩 湖	9.2キロ
多 摩 川 線	武 蔵 境 ～ 是 政	8.0キロ

3. 変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

別紙1のとおり。

なお、全ての運賃は消費税等を含んだ額である。

4. 変更を必要とする理由

別紙2のとおり。

5. 鉄道事業法施行規則第32条第4項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適法方法と同じものとする。

以 上

申 請	現 行 (参 考)																																																																														
旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 第 1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額 1. 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表のとおり (1)、(2)、(3) 略 (4) 運賃計算方 イ. 1円単位運賃 <table> <tr> <td>4キロメートルまで</td><td>1 6 9 円</td></tr> <tr> <td>4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>8キロメートルまで</td><td>2 0 7 円</td></tr> <tr> <td>8キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>12キロメートルまで</td><td>2 4 5 円</td></tr> <tr> <td>12キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>16キロメートルまで</td><td>2 8 4 円</td></tr> <tr> <td>16キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>20キロメートルまで</td><td>3 2 3 円</td></tr> <tr> <td>20キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>24キロメートルまで</td><td>3 6 2 円</td></tr> <tr> <td>24キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>28キロメートルまで</td><td>4 0 2 円</td></tr> <tr> <td>28キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>32キロメートルまで</td><td>4 4 2 円</td></tr> <tr> <td>32キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>36キロメートルまで</td><td>4 8 3 円</td></tr> <tr> <td>36キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>40キロメートルまで</td><td>5 2 1 円</td></tr> </table>	4キロメートルまで	1 6 9 円	4キロメートルを超え		8キロメートルまで	2 0 7 円	8キロメートルを超え		12キロメートルまで	2 4 5 円	12キロメートルを超え		16キロメートルまで	2 8 4 円	16キロメートルを超え		20キロメートルまで	3 2 3 円	20キロメートルを超え		24キロメートルまで	3 6 2 円	24キロメートルを超え		28キロメートルまで	4 0 2 円	28キロメートルを超え		32キロメートルまで	4 4 2 円	32キロメートルを超え		36キロメートルまで	4 8 3 円	36キロメートルを超え		40キロメートルまで	5 2 1 円	旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 第 1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額 1. 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表のとおり (1)、(2)、(3) 略 (4) 運賃計算方 イ. 1円単位運賃 <table> <tr> <td>4キロメートルまで</td><td>1 4 7 円</td></tr> <tr> <td>4キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>8キロメートルまで</td><td>1 7 8 円</td></tr> <tr> <td>8キロメートルを超え</td><td>4キロメートル</td></tr> <tr> <td>16キロメートルまでの部分</td><td>までを増すごとに</td></tr> <tr> <td></td><td>3 2 円加算</td></tr> <tr> <td>16キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>20キロメートルまで</td><td>2 7 2 円</td></tr> <tr> <td>20キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>24キロメートルまで</td><td>3 0 4 円</td></tr> <tr> <td>24キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr> <td>28キロメートルまで</td><td>3 4 6 円</td></tr> <tr> <td>28キロメートルを超え</td><td>4キロメートル</td></tr> <tr> <td>40キロメートルまでの部分</td><td>までを増すごとに</td></tr> <tr> <td></td><td>3 1 円又は3 2 円</td></tr> <tr> <td></td><td>を交互に加算</td></tr> <tr> <td>40キロメートルを超え</td><td>4キロメートル</td></tr> <tr> <td>56キロメートルまでの部分</td><td>までを増すごとに</td></tr> <tr> <td></td><td>3 1 円又は3 2 円</td></tr> <tr> <td></td><td>を交互に加算</td></tr> </table>	4キロメートルまで	1 4 7 円	4キロメートルを超え		8キロメートルまで	1 7 8 円	8キロメートルを超え	4キロメートル	16キロメートルまでの部分	までを増すごとに		3 2 円加算	16キロメートルを超え		20キロメートルまで	2 7 2 円	20キロメートルを超え		24キロメートルまで	3 0 4 円	24キロメートルを超え		28キロメートルまで	3 4 6 円	28キロメートルを超え	4キロメートル	40キロメートルまでの部分	までを増すごとに		3 1 円又は3 2 円		を交互に加算	40キロメートルを超え	4キロメートル	56キロメートルまでの部分	までを増すごとに		3 1 円又は3 2 円		を交互に加算
4キロメートルまで	1 6 9 円																																																																														
4キロメートルを超え																																																																															
8キロメートルまで	2 0 7 円																																																																														
8キロメートルを超え																																																																															
12キロメートルまで	2 4 5 円																																																																														
12キロメートルを超え																																																																															
16キロメートルまで	2 8 4 円																																																																														
16キロメートルを超え																																																																															
20キロメートルまで	3 2 3 円																																																																														
20キロメートルを超え																																																																															
24キロメートルまで	3 6 2 円																																																																														
24キロメートルを超え																																																																															
28キロメートルまで	4 0 2 円																																																																														
28キロメートルを超え																																																																															
32キロメートルまで	4 4 2 円																																																																														
32キロメートルを超え																																																																															
36キロメートルまで	4 8 3 円																																																																														
36キロメートルを超え																																																																															
40キロメートルまで	5 2 1 円																																																																														
4キロメートルまで	1 4 7 円																																																																														
4キロメートルを超え																																																																															
8キロメートルまで	1 7 8 円																																																																														
8キロメートルを超え	4キロメートル																																																																														
16キロメートルまでの部分	までを増すごとに																																																																														
	3 2 円加算																																																																														
16キロメートルを超え																																																																															
20キロメートルまで	2 7 2 円																																																																														
20キロメートルを超え																																																																															
24キロメートルまで	3 0 4 円																																																																														
24キロメートルを超え																																																																															
28キロメートルまで	3 4 6 円																																																																														
28キロメートルを超え	4キロメートル																																																																														
40キロメートルまでの部分	までを増すごとに																																																																														
	3 1 円又は3 2 円																																																																														
	を交互に加算																																																																														
40キロメートルを超え	4キロメートル																																																																														
56キロメートルまでの部分	までを増すごとに																																																																														
	3 1 円又は3 2 円																																																																														
	を交互に加算																																																																														

40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	557円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	592円
48キロメートルを超え	
52キロメートルまで	627円
52キロメートルを超え	
56キロメートルまで	657円
56キロメートルを超え	
60キロメートルまで	683円
60キロメートルを超え	
64キロメートルまで	709円
64キロメートルを超え	
68キロメートルまで	735円
68キロメートルを超え	
72キロメートルまで	758円
72キロメートルを超え	
76キロメートルまで	781円
76キロメートルを超え	
81キロメートルまで	800円

ロ. 10円単位運賃

4キロメートルまで	170円
4キロメートルを超え	
8キロメートルまで	210円
8キロメートルを超え	
12キロメートルまで	250円
12キロメートルを超え	
16キロメートルまで	290円
16キロメートルを超え	
20キロメートルまで	330円
20キロメートルを超え	
24キロメートルまで	370円
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	410円

56キロメートルを超え	
60キロメートルまで	608円
60キロメートルを超え	
64キロメートルまで	639円
64キロメートルを超え	
68キロメートルまで	682円
68キロメートルを超え	
72キロメートルまで	712円
72キロメートルを超え	
76キロメートルまで	754円
76キロメートルを超え	
81キロメートルまで	786円

ロ. 10円単位運賃

4キロメートルまで	150円
4キロメートルを超え	4キロメートル
12キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	30円加算
12キロメートルを超え	
16キロメートルまで	250円
16キロメートルを超え	4キロメートル
24キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	30円加算
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	350円
28キロメートルを超え	4キロメートル
40キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	30円加算

28キロメートルを超え	
32キロメートルまで	450円
32キロメートルを超え	
36キロメートルまで	490円
36キロメートルを超え	
40キロメートルまで	530円
40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	560円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	600円
48キロメートルを超え	
52キロメートルまで	630円
52キロメートルを超え	
56キロメートルまで	660円
56キロメートルを超え	
60キロメートルまで	690円
60キロメートルを超え	
64キロメートルまで	710円
64キロメートルを超え	
68キロメートルまで	740円
68キロメートルを超え	
72キロメートルまで	760円
72キロメートルを超え	
76キロメートルまで	790円
76キロメートルを超え	
81キロメートルまで	800円

(5) 略

2. 定期旅客運賃

表定制

別表のとおり

(1) 略

(2) 運賃計算方（1か月）

イ. 通勤定期旅客運賃

40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	480円
44キロメートルを超え	4キロメートル
56キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	30円加算
56キロメートルを超え	
60キロメートルまで	610円
60キロメートルを超え	
64キロメートルまで	640円
64キロメートルを超え	
68キロメートルまで	690円
68キロメートルを超え	
72キロメートルまで	720円
72キロメートルを超え	
76キロメートルまで	760円
76キロメートルを超え	
81キロメートルまで	790円

(5) 略

2. 定期旅客運賃

表定制

別表のとおり

(1) 略

(2) 運賃計算方（1か月）

イ. 通勤定期旅客運賃

4キロメートルまで	6, 540円
4キロメートルを超え	
8キロメートルまで	7, 920円
8キロメートルを超え	
12キロメートルまで	9, 320円
12キロメートルを超え	
16キロメートルまで	10, 720円
16キロメートルを超え	
20キロメートルまで	12, 130円
20キロメートルを超え	
24キロメートルまで	13, 550円
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	14, 980円
28キロメートルを超え	
32キロメートルまで	16, 420円
32キロメートルを超え	
36キロメートルまで	17, 850円
36キロメートルを超え	
40キロメートルまで	19, 270円
40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	20, 370円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	21, 270円
48キロメートルを超え	
52キロメートルまで	21, 970円
52キロメートルを超え	
56キロメートルまで	22, 470円
56キロメートルを超え	
60キロメートルまで	22, 870円
60キロメートルを超え	
64キロメートルまで	23, 170円
64キロメートルを超え	
68キロメートルまで	23, 420円
68キロメートルを超え	
72キロメートルまで	23, 620円

4キロメートルまで	5, 540円
4キロメートルを超え	4キロメートル
24キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	1, 190円又は
	1, 180円を
	交互に加算
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	12, 980円
28キロメートルを超え	4キロメートル
36キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	1, 180円加算
36キロメートルを超え	
40キロメートルまで	16, 540円
40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	17, 580円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	18, 420円
48キロメートルを超え	4キロメートル
60キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	420円又は
	410円を
	交互に加算
60キロメートルを超え	4キロメートル
72キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	420円又は
	430円を
	交互に加算
72キロメートルを超え	
76キロメートルまで	21, 350円
76キロメートルを超え	
81キロメートルまで	21, 770円

7 2キロメートルを超え 7 6キロメートルまで 2 3, 8 2 0 円 7 6キロメートルを超え 8 1キロメートルまで 2 4, 0 0 0 円 ロ. 通学定期旅客運賃 略 (3)、(4)、(5) 略 3、4、5 略	ロ. 通学定期旅客運賃 略 (3)、(4)、(5) 略 3、4、5 略
--	--

申 請			現 行 (参 考)		
別表			別表		
普通旅客運賃			普通旅客運賃		
扣程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃	扣程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
1	169 円	170 円	1	147 円	150 円
2	169	170	2	147	150
3	169	170	3	147	150
4	169	170	4	147	150
5	207	210	5	178	180
6	207	210	6	178	180
7	207	210	7	178	180
8	207	210	8	178	180
9	245	250	9	210	210
10	245	250	10	210	210
11	245	250	11	210	210
12	245	250	12	210	210
13	284	290	13	242	250
14	284	290	14	242	250
15	284	290	15	242	250
16	284	290	16	242	250
17	323	330	17	272	280
18	323	330	18	272	280
19	323	330	19	272	280
20	323	330	20	272	280
21	362	370	21	304	310
22	362	370	22	304	310
23	362	370	23	304	310
24	362	370	24	304	310
25	402	410	25	346	350
26	402	410	26	346	350
27	402	410	27	346	350
28	402	410	28	346	350
29	442	450	29	377	380
30	442	450	30	377	380
31	442	450	31	377	380
32	442	450	32	377	380
33	483	490	33	409	410
34	483	490	34	409	410
35	483	490	35	409	410
36	483	490	36	409	410
37	521	530	37	440	440
38	521	530	38	440	440
39	521	530	39	440	440
40	521	530	40	440	440
41	557	560	41	471	480

別表 つづき

和程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
42	557 円	560 円
43	557	560
44	557	560
45	592	600
46	592	600
47	592	600
48	592	600
49	627	630
50	627	630
51	627	630
52	627	630
53	657	660
54	657	660
55	657	660
56	657	660
57	683	690
58	683	690
59	683	690
60	683	690
61	709	710
62	709	710
63	709	710
64	709	710
65	735	740
66	735	740
67	735	740
68	735	740
69	758	760
70	758	760
71	758	760
72	758	760
73	781	790
74	781	790
75	781	790
76	781	790
77	800	800
78	800	800
79	800	800
80	800	800
81	800	800

別表 つづき

和程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
42	471 円	480 円
43	471	480
44	471	480
45	503	510
46	503	510
47	503	510
48	503	510
49	534	540
50	534	540
51	534	540
52	534	540
53	566	570
54	566	570
55	566	570
56	566	570
57	608	610
58	608	610
59	608	610
60	608	610
61	639	640
62	639	640
63	639	640
64	639	640
65	682	690
66	682	690
67	682	690
68	682	690
69	712	720
70	712	720
71	712	720
72	712	720
73	754	760
74	754	760
75	754	760
76	754	760
77	786	790
78	786	790
79	786	790
80	786	790
81	786	790

別表 つづき

定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃（1か月）

和程	運賃	和程	運賃
1	6,540 円	41	20,370 円
2	6,540	42	20,370
3	6,540	43	20,370
4	6,540	44	20,370
5	7,920	45	21,270
6	7,920	46	21,270
7	7,920	47	21,270
8	7,920	48	21,270
9	9,320	49	21,970
10	9,320	50	21,970
11	9,320	51	21,970
12	9,320	52	21,970
13	10,720	53	22,470
14	10,720	54	22,470
15	10,720	55	22,470
16	10,720	56	22,470
17	12,130	57	22,870
18	12,130	58	22,870
19	12,130	59	22,870
20	12,130	60	22,870
21	13,550	61	23,170
22	13,550	62	23,170
23	13,550	63	23,170
24	13,550	64	23,170
25	14,980	65	23,420
26	14,980	66	23,420
27	14,980	67	23,420
28	14,980	68	23,420
29	16,420	69	23,620
30	16,420	70	23,620
31	16,420	71	23,620
32	16,420	72	23,620
33	17,850	73	23,820
34	17,850	74	23,820
35	17,850	75	23,820
36	17,850	76	23,820
37	19,270	77	24,000
38	19,270	78	24,000
39	19,270	79	24,000
40	19,270	80	24,000
		81	24,000

別表 つづき

定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃（1か月）

和程	運賃	和程	運賃
1	5,540 円	41	17,580 円
2	5,540	42	17,580
3	5,540	43	17,580
4	5,540	44	17,580
5	6,730	45	18,420
6	6,730	46	18,420
7	6,730	47	18,420
8	6,730	48	18,420
9	7,910	49	18,840
10	7,910	50	18,840
11	7,910	51	18,840
12	7,910	52	18,840
13	9,100	53	19,250
14	9,100	54	19,250
15	9,100	55	19,250
16	9,100	56	19,250
17	10,280	57	19,670
18	10,280	58	19,670
19	10,280	59	19,670
20	10,280	60	19,670
21	11,470	61	20,090
22	11,470	62	20,090
23	11,470	63	20,090
24	11,470	64	20,090
25	12,980	65	20,520
26	12,980	66	20,520
27	12,980	67	20,520
28	12,980	68	20,520
29	14,160	69	20,940
30	14,160	70	20,940
31	14,160	71	20,940
32	14,160	72	20,940
33	15,340	73	21,350
34	15,340	74	21,350
35	15,340	75	21,350
36	15,340	76	21,350
37	16,540	77	21,770
38	16,540	78	21,770
39	16,540	79	21,770
40	16,540	80	21,770
		81	21,770

別表 つづき

通学定期旅客運賃 略

別表 つづき

通学定期旅客運賃 略

別紙 2

変更を必要とする理由

当社はこれまで、連続立体交差事業やバリアフリー化の推進、新型車両の導入など、その他さまざまな施策を実施し、過去 10 年で約 2,100 億円超の投資を行い、安全・安心を基本に、良質かつ快適なサービスを提供し、お客さまの利便性の向上に積極的に取り組んでまいりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道事業は深刻な打撃を受け、安全に支障しない範囲で設備投資を大幅に削減・先送りし、さらに役員報酬や従業員賞与の減額などの緊急的な費用の削減を行ったものの、鉄道事業単体では 2020 年度は約 36 億円、2021 年度は約 3 億円の営業損失を計上いたしました。輸送人員は回復傾向にあるものの、テレワークの定着等のアフターコロナの生活様式等により、特に通勤定期旅客については、輸送人員ベースで 2023 年度/2018 年度比約 82.6%にとどまっており、今後もコロナ禍前の水準に戻らないと見込んでおります。

しかしながら、当社は 2023 年 3 月に鉄道駅バリアフリー料金の収受を開始したものの、消費税率変更によらない運賃改定は 2002 年以降実施しておらず、厳しい状況下においても 20 年以上運賃水準を維持してまいりました。

このような環境下においても、安全・安心なサービスを提供するためには、増加する老朽設備の更新、連続立体交差事業、踏切安全対策、自然災害への対策などの各施策の推進が不可欠です。さらにホームドアなどのバリアフリー設備のさらなる整備加速やカーボンニュートラル実現への取り組みなども、公共交通機関としての社会的責任を果たすために重要であると考えております。これら多様化・複雑化する社会的要請・課題に継続的に対応していくためには、年間 400 億円規模の設備投資を実施していくことが必要と考えております。

これら投資への原資を捻出するため、運行ダイヤの適正化やデジタル技術を活用した業務省力化、駅業務・運転業務のスマート化などを進め、固定費削減や生産性向上などの努力は継続的に実施してまいります。

一方、目下物価は継続的に上昇しており、鉄道事業に係る経費は今後とも増加していくことが見込まれます。また、人財確保は事業継続の観点から深刻な課題であり、賃金引上げ等の従業員の処遇の改善を図りながら、職場環境・労務環境を向上させるための施設整備を進め、着実に人財を確保していくことも必要不可欠となっております。

このように、厳しい事業環境が続くなかでも、永続的に鉄道事業を運営し、お客さまへ良質かつ快適なサービスを提供するため、当社の経営努力を前提としたうえで、どうしても不足する費用の一部についてお客さまにご負担をお願いしたく、2002 年以来 24 年ぶり（消費税率変更によるものを除く）となる運賃改定に向けた申請を実施するものです。

なお、運賃改定にあたってお客さまへの負担を極力抑えるべく、家計負担に配慮し通学定期旅客運賃は現行据え置きといたします。また、鉄道駅バリアフリー料金制度による運賃へ

の鉄道駅バリアフリー料金の加算は、施設整備は継続して実施することを前提とし、今回の運賃改定にあわせ廃止といたします。

引き続き「安全・安心」を基本に、「住みたい沿線」「訪れたい沿線」を実現するとともに、お客さまへ良質かつ快適なサービスを提供すべく事業を運営してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

添 付 書 類

1. 収入原価総括表	1
----------------------	---

1. 収入原価総括表

(単位：百万円)

科目		令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	平年度3年間合計 (令和8～10年度) (推計)		増収額 c b-a	増収率 d $c \div a \times 100$
					現行 a	申請 b		
収入	旅客運賃収入	90,846	93,992	94,885	269,063	305,887	36,824	13.7%
	定期外	51,272	53,477	54,131	154,929	174,588	19,658	12.7%
	定期	39,574	40,514	40,754	114,133	131,299	17,165	15.0%
	特別急行料金等	4,331	4,756	4,809	14,016	14,016	-	-
	運輸雑収等	3,833	3,895	3,951	12,200	12,200	-	-
	小計	99,011	102,643	103,646	295,281	332,105	36,824	12.5%
	雑収入	248	248	248	745	745	-	-
	合計	99,260	102,891	103,895	296,026	332,850	36,824	12.4%
原価	適正コスト	44,307	46,137	47,470	147,354	147,354	-	-
	車両使用料収入等に 係る人件費、経費	968	972	974	2,939	2,939	-	-
	その他の運輸雑収等 に係る人件費、経費	3,576	3,850	3,981	13,027	13,027	-	-
	山口線に係る 人件費、経費	141	146	149	465	465	-	-
	車両使用料等に 係る減価償却費等	545	562	567	1,624	1,624	-	-
	動力費等	7,085	8,539	8,573	25,950	25,950	-	-
	賃借料	1,047	1,059	1,071	3,307	3,307	-	-
	固定資産除却費	2,459	2,143	2,448	7,779	7,779	-	-
	諸税	5,429	5,540	5,670	18,376	18,376	-	-
	減価償却費	18,005	19,126	20,541	71,081	71,081	-	-
	小計	83,568	88,078	91,448	291,905	291,905	-	-
	雑支出	161	161	161	485	485	-	-
	法人税等	3,545	3,697	3,796	12,414	12,414	-	-
	事業報酬	10,369	10,649	11,076	35,482	35,482	-	-
	合計	97,645	102,587	106,482	340,287	340,287	-	-
差引損益		1,614	304	-2,587	-44,261	-7,437	-	-
収支率		101.7%	100.3%	97.6%	87.0%	97.8%	-	-

※端数処理のため、各項目の計と合計が一致しない場合がある

(参 考 書 類)

1. 実測換算中心キロ程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ～ 8
2. 営業キロ程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 申請普通旅客運賃表（1円単位運賃、10円単位運賃）・・・・・・ 10～11
4. 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 申請・現行対照表・ 12～45
5. 鉄道事業設備投資計画表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
6. 申請内容
 - (1) 現行・申請運賃一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47～49
 - (2) 定期運賃平均割引率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (3) 改定率・増収率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (4) 主要区間・対抗区間運賃比較・・・・・・・・・・・・ 51

1. 実測換算中心キロ程表

駅名	料 程	摘 要
池袋線		
いけぶくろ 池 袋	0. 2 0 0	東京都豊島区南池袋1丁目
しいなまち 椎名町	2. 0 7 7	東京都豊島区長崎1丁目
ひがしながさき 東 長 崎	3. 2 6 4	東京都豊島区長崎5丁目
え こ だ 江古田	4. 5 3 2	東京都練馬区旭丘1丁目
さくらだい 桜 台	5. 4 3 7	東京都練馬区桜台1丁目
ねり ま 練馬	6. 1 8 1	東京都練馬区練馬1丁目
なかむらばし 中村橋	7. 6 9 0	東京都練馬区中村北4丁目
ふ じ み だい 富士見台	8. 4 5 4	東京都練馬区貫井3丁目
ねりまたかの だい 練馬高野台	9. 7 3 5	東京都練馬区高野台1丁目
しゃくじ い こうえん 石 神井公園	1 0. 7 6 8	東京都練馬区石神井町3丁目
おおいずみがくえん 大 泉 学園	1 2. 6 7 9	東京都練馬区東大泉1丁目
ほう や 保 谷	1 4. 3 3 5	東京都西東京市東町3丁目
ひばり ^{がおか} ヶ丘	1 6. 5 8 2	東京都西東京市住吉町3丁目

ひがし くる め 東 久留米	1 8 . 0 1 0	東京都東久留米市東本町 1 丁目
きよ せ 清瀬	1 9 . 8 4 1	東京都清瀬市元町 1 丁目
あき つ 秋津	2 1 . 9 9 3	東京都東村山市秋津町 5 丁目
貨物会社西武分界点	2 3 . 4 3 3	埼玉県所沢市上安松
ところざわ 所 沢	2 4 . 9 6 5	埼玉県所沢市くすのき台 1 丁目
にしところざわ 西 所 沢	2 7 . 3 9 0	埼玉県所沢市西所沢 1 丁目
こ てさし 小手指	2 9 . 5 6 1	埼玉県所沢市小手指町 1 丁目
さ やま が おか 狭山ヶ丘	3 1 . 8 1 6	埼玉県所沢市狭山ヶ丘 1 丁目
む さしふじさわ 武蔵藤沢	3 3 . 1 0 4	埼玉県入間市下藤沢
いな り やまこうえん 稲荷山公園	3 6 . 0 8 1	埼玉県狭山市稲荷山 1 丁目
いる ま し 入間市	3 6 . 9 5 1	埼玉県入間市河原町
ぶ し 仏子	3 9 . 8 8 3	埼玉県入間市仏子
もと か じ 元加治	4 1 . 2 4 8	埼玉県入間市野田
はんのう 飯能	4 3 . 9 2 4	埼玉県飯能市仲町
ひがしはんのう 東 飯能	4 4 . 7 0 9	埼玉県飯能市東町
こ ま 高麗	4 8 . 7 4 0	埼玉県日高市武蔵台 1 丁目

むさしよこて 武蔵横手	5 1 . 5 4 4	埼玉県日高市横手
ひがしあがの 東 吾野	5 4 . 0 2 3	埼玉県飯能市平戸
あがの 吾野	5 8 . 0 1 1	埼玉県飯能市坂石町分
西武秩父線		
あがの 吾野	0 . 0 0 0	埼玉県飯能市坂石町分
にしあがの 西 吾野	3 . 6 0 0	埼玉県飯能市吾野
しょうまる 正 丸	6 . 3 0 0	埼玉県飯能市坂元
あしがくぼ 芦ヶ久保	1 2 . 4 0 0	埼玉県秩父郡横瀬町芦ヶ久保
よこぜ 横瀬	1 6 . 4 0 0	埼玉県秩父郡横瀬町横瀬
せいぶちちぶ 西武秩父	1 9 . 0 0 0	埼玉県秩父市野坂町1丁目
豊島線		
ねりま 練馬	0 . 0 0 0	東京都練馬区練馬1丁目
としまえん 豊島園	1 . 0 0 6	東京都練馬区練馬4丁目
西武有楽町線		
ねりま 練馬	0 . 0 0 0	東京都練馬区練馬1丁目
しんさくらだい 新 桜 台	1 . 3 6 0	東京都練馬区桜台1丁目

こ たけむかい はら 小竹 向 原	2 . 5 9 2	東京都練馬区小竹町2丁目
狭山線		
にしところざわ 西 所 沢	0 . 0 0 0	埼玉県所沢市西所沢1丁目
しもやまぐち 下 山 口	1 . 8 0 7	埼玉県所沢市山口
せいぶ きゅうじょうまえ 西武 球 場 前	4 . 1 8 5	埼玉県所沢市上山口
新宿線		
たかだの ば ば 高 田 馬 場	0 . 0 0 0	東京都新宿区高田馬場1丁目
せいぶ しんじゆく 西武新 宿	1 . 9 7 0	東京都新宿区歌舞伎町1丁目
たかだの ば ば 高 田 馬 場	0 . 0 0 0	東京都新宿区高田馬場1丁目
しもおちあい 下 落 合	1 . 2 0 7	東京都新宿区下落合1丁目
なかい 中 井	1 . 9 4 1	東京都新宿区中落合1丁目
あらいやくしまえ 新井薬師前	3 . 2 3 0	東京都中野区上高田5丁目
ぬまぶくろ 沼 袋	4 . 0 6 0	東京都中野区沼袋1丁目
の がた 野 方	5 . 1 0 0	東京都中野区野方6丁目
とりつかせい 都立家政	5 . 9 6 7	東京都中野区鷺宮1丁目
さぎのみや 鷺ノ宮	6 . 4 5 0	東京都中野区鷺宮3丁目

しもいぐさ 下井草	7. 8 0 8	東京都杉並区下井草 2 丁目
いおぎ 井荻	8. 7 0 3	東京都杉並区下井草 5 丁目
かみいぐさ 上井草	9. 7 0 9	東京都杉並区上井草 3 丁目
かみしゃくじい 上 石 神井	1 0. 7 7 5	東京都練馬区上石神井 1 丁目
むさしせき 武蔵関	1 2. 1 2 6	東京都練馬区関町北 2 丁目
ひがしふしみ 東 伏見	1 3. 2 7 2	東京都西東京市東伏見 2 丁目
せいぶやぎさわ 西武柳沢	1 4. 3 3 8	東京都西東京市保谷町 3 丁目
たなし 田無	1 5. 5 7 0	東京都西東京市田無町 4 丁目
はなこがねい 花小金井	1 7. 9 2 9	東京都小平市花小金井 1 丁目
こだい 小 平	2 0. 5 8 1	東京都小平市美園町 1 丁目
くめがわ 久米川	2 2. 5 7 3	東京都東村山市栄町 2 丁目
ひがしむらやま 東 村山	2 4. 0 2 1	東京都東村山市本町 2 丁目
ほんかわごえ 本川越	0. 2 4 9	埼玉県川越市新富町 1 丁目
みなみおつか 南 大塚	3. 7 9 9	埼玉県川越市南台 3 丁目
しんさやま 新狭山	6. 3 5 9	埼玉県狭山市新狭山 3 丁目
さやまし 狭山市	9. 0 5 2	埼玉県狭山市入間川 1 丁目

いりそ 入曽	1 2 . 0 5 0	埼玉県狭山市南入曽
しんところざわ 新 所 沢	1 5 . 9 9 9	埼玉県所沢市緑町1丁目
こうくうこうえん 航 空 公 園	1 7 . 1 6 9	埼玉県所沢市並木2丁目
ところざわ 所 沢	1 8 . 7 6 1	埼玉県所沢市くすのき台1丁目
ひがしむらやま 東 村 山	2 1 . 7 2 0	東京都東村山市本町2丁目
西武園線		
ひがしむらやま 東 村 山	高田馬場起点 2 4 . 0 2 1	東京都東村山市本町2丁目
せいぶえん 西武園	2 6 . 4 0 0	東京都東村山市多摩湖町4丁目
国分寺線		
ひがしむらやま 東 村 山	本川越起点 2 1 . 7 2 0	東京都東村山市本町2丁目
おがわ 小 川	2 4 . 3 6 1	東京都小平市小川東町1丁目
たか だい 鷹の台	2 5 . 9 3 9	東京都小平市たかの台
こいがくぼ 恋ヶ窪	2 7 . 4 0 1	東京都国分寺市戸倉1丁目
こくぶんじ 国 分 寺	2 9 . 5 4 6	東京都国分寺市本町2丁目
拝島線		

こ だいら 小 平	0 . 0 0 0	東京都小平市美園町1丁目
はぎやま 萩 山	1 . 1 4 0	東京都東村山市萩山町2丁目
お がわ 小 川	0 . 0 0 0	東京都小平市小川東町1丁目
はぎやま 萩 山	1 . 6 3 6	東京都東村山市萩山町2丁目
お がわ 小 川	0 . 0 0 0	東京都小平市小川東町1丁目
ひがしやま と し 東 大和市	3 . 0 0 0	東京都東大和市桜が丘1丁目
たまがわじょうすい 玉 川 上 水	4 . 5 4 0	東京都立川市幸町6丁目
たまがわじょうすい 玉 川 上 水	0 . 0 0 0	東京都立川市幸町6丁目
む さしすながわ 武蔵砂川	2 . 3 7 0	東京都立川市上砂町5丁目
せい ぶ たちかわ 西武立川	4 . 3 9 5	東京都立川市西砂町1丁目
はいじま 拝 島	7 . 0 5 1	東京都昭島市美堀町5丁目
多摩湖線		
こくぶん じ 国 分寺	0 . 1 2 0	東京都国分寺市本町2丁目
ひとつばしがくえん 一 橋学園	2 . 4 8 4	東京都小平市学園西町2丁目
お うめかいどう 青梅街道	3 . 5 2 0	東京都小平市小川町2丁目
はぎやま 萩 山	4 . 7 0 7	東京都東村山市萩山町2丁目

こ だいら 小 平	0 . 0 0 0	東京都小平市美園町1丁目
はぎやま 萩 山	1 . 1 4 0	東京都東村山市萩山町2丁目
や さか 八 坂	2 . 1 2 7	東京都東村山市栄町3丁目
む さしやま と 武蔵大和	4 . 5 8 3	東京都東村山市廻田町3丁目
た ま こ 多摩湖	5 . 7 2 0	東京都東村山市多摩湖町3丁目
多摩川線		
む さしさかい 武蔵 境	0 . 1 6 8	東京都武蔵野市境南町2丁目
しん こ がねい 新小金井	2 . 0 2 9	東京都小金井市東町4丁目
た ま 多 磨	4 . 2 4 5	東京都府中市紅葉丘3丁目
しらいとだい 白糸台	5 . 6 5 3	東京都府中市白糸台2丁目
きょうていじょうまえ 競 艇 場 前	7 . 1 6 1	東京都府中市小柳町4丁目
これまさ 是 政	8 . 1 3 0	東京都府中市是政5丁目
山口線		
た ま こ 多摩湖	0 . 0 0 0	東京都東村山市多摩湖町3丁目
せい ぶ えん 西武園ゆうえんち	0 . 3 4 0	埼玉県所沢市山口
せい ぶ きゅうじょうまえ 西武 球 場 前	2 . 8 3 0	埼玉県所沢市上山口

2. 営業キ口程表

										(単位: 千円)									

(1) 1円単位運賃

[illegible]

(2) 10円単位運賃

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

4. 旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 申請・現行対照表

申 請	現 行 (参 考)
旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 第1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額 1. 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表のとおり (1) キロ程のは数計算方 旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。 (2) 運賃計算上使用するキロ程 イ. 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、西武の線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客が西武と連絡運輸を行う他の運輸機関を中間に介在して通し運送する区間に対して旅客運賃を計算する場合には、その前後の西武のキロ程はこれを通算しない。 ロ. 旅客が次に掲げる図の太線区間内各駅発着又は通過となる場合の普通旅客運賃は、太線区間内の最も短いキロ程によって計算する。この場合、太線内は経路の指定を行わない。 	旅客運賃の計算方法、適用方法及び乗継運賃 第1 運賃の計算方法 以下に記した額を最高額として別途定める額 1. 普通旅客運賃 対キロ区間制 別表のとおり (1)、(2)、(3) 略

(3) 1円単位運賃及び10円単位運賃

イ. 1円単位運賃

普通旅客運賃のうち、ICカードを用いて直接自動改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する運賃をいう。

ロ. 10円単位運賃

係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、上記以外の場合に適用される運賃をいう。

(4) 運賃計算方

イ. 1円単位運賃

4キロメートルまで	169円
4キロメートルを超え	
8キロメートルまで	207円
8キロメートルを超え	
12キロメートルまで	245円
12キロメートルを超え	
16キロメートルまで	284円
16キロメートルを超え	
20キロメートルまで	323円
20キロメートルを超え	
24キロメートルまで	362円
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	402円
28キロメートルを超え	
32キロメートルまで	442円
32キロメートルを超え	
36キロメートルまで	483円
36キロメートルを超え	
40キロメートルまで	521円
40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	557円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	592円
48キロメートルを超え	

(4) 運賃計算方

イ. 1円単位運賃

4キロメートルまで	147円
4キロメートルを超え	
8キロメートルまで	178円
8キロメートルを超え	4キロメートル
16キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	32円加算
16キロメートルを超え	
20キロメートルまで	272円
20キロメートルを超え	
24キロメートルまで	304円
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	346円
28キロメートルを超え	4キロメートル
40キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	31円又は
	32円を
	交互に加算
40キロメートルを超え	4キロメートル
56キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	31円又は
	32円を
	交互に加算
56キロメートルを超え	
60キロメートルまで	608円

5 2キロメートルまで	6 2 7円
5 2キロメートルを超え	
5 6キロメートルまで	6 5 7円
5 6キロメートルを超え	
6 0キロメートルまで	6 8 3円
6 0キロメートルを超え	
6 4キロメートルまで	7 0 9円
6 4キロメートルを超え	
6 8キロメートルまで	7 3 5円
6 8キロメートルを超え	
7 2キロメートルまで	7 5 8円
7 2キロメートルを超え	
7 6キロメートルまで	7 8 1円
7 6キロメートルを超え	
8 1キロメートルまで	8 0 0円

ロ. 1 0円単位運賃

4キロメートルまで	1 7 0円
4キロメートルを超え	
8キロメートルまで	2 1 0円
8キロメートルを超え	
1 2キロメートルまで	2 5 0円
1 2キロメートルを超え	
1 6キロメートルまで	2 9 0円
1 6キロメートルを超え	
2 0キロメートルまで	3 3 0円
2 0キロメートルを超え	
2 4キロメートルまで	3 7 0円
2 4キロメートルを超え	
2 8キロメートルまで	4 1 0円
2 8キロメートルを超え	
3 2キロメートルまで	4 5 0円
3 2キロメートルを超え	
3 6キロメートルまで	4 9 0円
3 6キロメートルを超え	
4 0キロメートルまで	5 3 0円

6 0キロメートルを超え	
6 4キロメートルまで	6 3 9円
6 4キロメートルを超え	
6 8キロメートルまで	6 8 2円
6 8キロメートルを超え	
7 2キロメートルまで	7 1 2円
7 2キロメートルを超え	
7 6キロメートルまで	7 5 4円
7 6キロメートルを超え	
8 1キロメートルまで	7 8 6円

ロ. 1 0円単位運賃

4キロメートルまで	1 5 0円
4キロメートルを超え	4キロメートル
1 2キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	3 0円加算
1 2キロメートルを超え	
1 6キロメートルまで	2 5 0円
1 6キロメートルを超え	4キロメートル
2 4キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	3 0円加算
2 4キロメートルを超え	
2 8キロメートルまで	3 5 0円
2 8キロメートルを超え	4キロメートル
4 0キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	3 0円加算
4 0キロメートルを超え	
4 4キロメートルまで	4 8 0円
4 4キロメートルを超え	4キロメートル
5 6キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	3 0円加算

40キロメートルを超え		56キロメートルを超え	
44キロメートルまで	560円	60キロメートルまで	610円
44キロメートルを超え		60キロメートルを超え	
48キロメートルまで	600円	64キロメートルまで	640円
48キロメートルを超え		64キロメートルを超え	
52キロメートルまで	630円	68キロメートルまで	690円
52キロメートルを超え		68キロメートルを超え	
56キロメートルまで	660円	72キロメートルまで	720円
56キロメートルを超え		72キロメートルを超え	
60キロメートルまで	690円	76キロメートルまで	760円
60キロメートルを超え		76キロメートルを超え	
64キロメートルまで	710円	81キロメートルまで	790円
64キロメートルを超え			
68キロメートルまで	740円		
68キロメートルを超え			
72キロメートルまで	760円		
72キロメートルを超え			
76キロメートルまで	790円		
76キロメートルを超え			
81キロメートルまで	800円		
(5) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方		(5) 略	
イ. 1円単位の小児の片道普通旅客運賃は、1円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。			
ロ. 10円単位の小児の片道普通旅客運賃は、10円単位の大人の片道普通旅客運賃を折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とする。			
ハ. 幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。			
2. 定期旅客運賃		2. 定期旅客運賃	
表定制		表定制	
別表のとおり		別表のとおり	

(1) キロ程の計算方

キロ程のは数計算方は普通旅客運賃計算の場合と同様とし、旅客運賃の計算に使用するキロ程は次のとおりとする。

旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は西武の線路が同一方向に連続する限りこれを通算する。ただし、旅客が西武と連絡運輸を行う他の運輸機関を中間に介在して通し運送する区間に対して旅客運賃を計算する場合には、その前後の西武のキロ程はこれを通算しない。

(2) 運賃計算方（1か月）

イ．通勤定期旅客運賃

4キロメートルまで	6, 540円
4キロメートルを超え	
8キロメートルまで	7, 920円
8キロメートルを超え	
12キロメートルまで	9, 320円
12キロメートルを超え	
16キロメートルまで	10, 720円
16キロメートルを超え	
20キロメートルまで	12, 130円
20キロメートルを超え	
24キロメートルまで	13, 550円
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	14, 980円
28キロメートルを超え	
32キロメートルまで	16, 420円
32キロメートルを超え	
36キロメートルまで	17, 850円
36キロメートルを超え	
40キロメートルまで	19, 270円
40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	20, 370円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	21, 270円

(1) 略

(2) 運賃計算方（1か月）

イ．通勤定期旅客運賃

4キロメートルまで	5, 540円
4キロメートルを超え	4キロメートル
24キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	1, 190円又は
	1, 180円を
	交互に加算
24キロメートルを超え	
28キロメートルまで	12, 980円
28キロメートルを超え	4キロメートル
36キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	1, 180円加算
36キロメートルを超え	
40キロメートルまで	16, 540円
40キロメートルを超え	
44キロメートルまで	17, 580円
44キロメートルを超え	
48キロメートルまで	18, 420円
48キロメートルを超え	4キロメートル
60キロメートルまでの部分	までを増すごとに
	420円又は
	410円を
	交互に加算
60キロメートルを超え	4キロメートル

4 8キロメートルを超え		7 2キロメートルまでの部分	までを増すごとに
5 2キロメートルまで	2 1, 9 7 0 円		4 2 0 円又は
5 2キロメートルを超え			4 3 0 円を
5 6キロメートルまで	2 2, 4 7 0 円		交互に加算
5 6キロメートルを超え		7 2キロメートルを超え	
6 0キロメートルまで	2 2, 8 7 0 円	7 6キロメートルまで	2 1, 3 5 0 円
6 0キロメートルを超え		7 6キロメートルを超え	
6 4キロメートルまで	2 3, 1 7 0 円	8 1キロメートルまで	2 1, 7 7 0 円
6 4キロメートルを超え			
6 8キロメートルまで	2 3, 4 2 0 円		
6 8キロメートルを超え			
7 2キロメートルまで	2 3, 6 2 0 円		
7 2キロメートルを超え			
7 6キロメートルまで	2 3, 8 2 0 円		
7 6キロメートルを超え			
8 1キロメートルまで	2 4, 0 0 0 円		
ロ. 通学定期旅客運賃		ロ. 通学定期旅客運賃 略	
1キロメートルまで	1, 1 5 0 円		
1キロメートルを超え			
2キロメートルまで	1, 3 3 0 円		
2キロメートルを超え			
5キロメートルまでの部分	1キロメートル		
	までを増すご		
	とに2 0 0 円		
	又は1 9 0 円		
	を交互に加算		
5キロメートルを超え			
6キロメートルまで	2, 1 0 0 円		
6キロメートルを超え			
7キロメートルまで	2, 3 0 0 円		
7キロメートルを超え			
8キロメートルまで	2, 4 7 0 円		
8キロメートルを超え			
9キロメートルまで	2, 6 0 0 円		
9キロメートルを超え			

13キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに100円 又は110円 を交互に加算
13キロメートルを超え	
15キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに90円加 算
15キロメートルを超え	
16キロメートルまで	3,310円
16キロメートルを超え	
17キロメートルまで	3,390円
17キロメートルを超え	
20キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに50円加 算
20キロメートルを超え	
22キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに40円加 算
22キロメートルを超え	
26キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに50円又 は40円を交 互に加算
26キロメートルを超え	
31キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに40円加 算
31キロメートルを超え	

35キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに50円又 は40円を交 互に加算
35キロメートルを超え	
39キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに40円加算
39キロメートルを超え	
41キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに50円加算
41キロメートルを超え	
46キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに40円又は5 0円を交互に加 算
46キロメートルを超え	
47キロメートルまで	4,720円
47キロメートルを超え	
49キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに50円加算
49キロメートルを超え	
55キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに40円又は5 0円を交互に加 算
55キロメートルを超え	
59キロメートルまでの部分	1キロメートル までを増すご とに50円加算
59キロメートルを超え	

6 3 キロメートルまでの部分 1 キロメートル
までを増すごと
に 4 0 円又は 5
0 円を交互に加
算

6 3 キロメートルを超え

6 5 キロメートルまでの部分 1 キロメートル
までを増すごと
に 5 0 円加算

6 5 キロメートルを超え

6 9 キロメートルまでの部分 1 キロメートル
までを増すごと
に 4 0 円又は 5
0 円を交互に加
算

6 9 キロメートルを超え

7 0 キロメートルまで 5, 8 0 0 円

7 0 キロメートルを超え

7 1 キロメートルまで 5, 8 6 0 円

7 1 キロメートルを超え

7 8 キロメートルまでの部分 1 キロメートル
までを増すごと
に 4 0 円又は 5
0 円を交互に加
算

7 8 キロメートルを超え

8 1 キロメートルまでの部分 1 キロメートル
までを増すごと
に 6 0 円又は 4
0 円を交互に加
算

(3) 3 か月定期旅客運賃の計算方

1 か月定期旅客運賃を 3 倍した額から 5 分引して
計算上生じた 1 0 円未満のは数は、1 0 円単位に切
り上げる。

(3)、(4)、(5) 略

(4) 6 か月定期旅客運賃の計算方

1 か月定期旅客運賃を 6 倍した額から 1 割引して
計算上生じた 1 0 円未満のは数は、1 0 円単位に切
り上げる。

(5) 小児定期旅客運賃の計算方

大人定期旅客運賃を折半し、1 0 円未満のは数は、
1 0 円単位に切り上げる。

3. 団体旅客運賃

1 0 円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算
する。

(1) 運賃計算方

イ. 大人の場合

全行程に対する 1 人当り大人普通旅客運賃から
次の割引率による割引額を差し引き、1 0 円未満
のは数を切り上げて 1 0 円単位とした額（以下こ
の計算方法を「は数計算」という。）に、団体旅客
運賃の収受人員を乗じた額とする。

ロ. 小児の場合

全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から
次の割引率による割引額を差し引いては数計算
し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額と
する。

ハ. 大人・小児混乗の場合

大人・小児各別に前各号の規定によって算出した
額を合計したものとする。

(2) 無賃扱人員

団体種別	団体構成人員	無賃扱人員
学生団体	2 6 人以上 9 9 人まで	うち 1 人
	1 0 0 人以上	うち 2 人
普通団体	2 5 人以上 9 9 人まで	うち 1 人
	1 0 0 人以上	うち 2 人

3 ～ 5. 略

(3) 団体旅客運賃割引率

人員	割引率	
	学生団体	普通団体
25人以上	2割引	1割引
100人以上	3割引	2割引
300人以上	4割引	3割引

4. 貸切旅客運賃

10円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算する。

(1) 運賃計算方

車両の定員に相当する大人普通旅客運賃額とする。

(2) 貸切旅客運賃の最低額

全貸切区間の旅客運賃が50キロメートル分（ただし、山口線は3キロメートル分、多摩川線は8キロメートル分）に満たないときであっても50キロメートル分（ただし、山口線は3キロメートル分、多摩川線は8キロメートル分）の運賃を収受する。ただし、専用線（特定旅客の専用する側線）に貸切車を連結した列車を運転する場合は、当該専用線のキロ程（往復の場合は打切って各別とする。）に対する貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金として収受し、50キロメートルもしくは3キロメートル又は8キロメートル分の最低額は適用しない。

(3) 定員超過の場合の取扱方

実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人の普通旅客運賃を収受する。

5. 特殊割引旅客運賃

(1) 普通旅客運賃（10円単位運賃）

無割引の普通旅客運賃から次の割引率による割引額を差し引いては数計算した額とする。この場合、往復乗車又は連続乗車する場合は、各区間ごとに割引額を

差し引いては数計算した額を合算する。

- イ. 被救護者 5 割引
- ロ. 身体障害者及びその介護者 5 割引
- ハ. 知的障害者及びその介護者 5 割引
- ニ. 精神障害者及びその介護者 5 割引
- ホ. 戦没者遺族 5 割引

普通往復乗車券に限る。

- ヘ. 実習及び体育 5 割引

普通往復乗車券に限る。

(2) 普通旅客運賃（1 円単位運賃）

1 円単位運賃に対する割引額は、無割引の 1 円単位運賃から次の割引率による割引額を差し引いて 1 円未満のは数を切り捨てた額とする。

- イ. 身体障害者及びその介護者 5 割引
- ロ. 知的障害者及びその介護者 5 割引
- ハ. 精神障害者及びその介護者 5 割引

(3) 定期旅客運賃

無割引の定期旅客運賃から次の割引率による割引率を差し引いては数計算した額とする。

- イ. 身体障害者及びその介護者 5 割引
ただし、小児定期乗車券の割引はしない。
- ロ. 知的障害者及びその介護者 5 割引
ただし、小児定期乗車券の割引はしない。
- ハ. 精神障害者及びその介護者 5 割引
ただし、小児定期乗車券の割引はしない。

(4) 特殊割引回数旅客運賃

10 円単位の普通旅客運賃を基準に、次によって計算したものに割引率による割引額を差し引いては数計算した額とする。

イ. 大人運賃の計算方

11 券片とし、発着区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

ロ. 小児運賃の計算方

11 券片とし、発着区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

ハ、特殊割引回数乗車券割引率

(イ)身体障害者及びその介護者	5 割引
(ロ)知的障害者及びその介護者	5 割引
(ハ)精神障害者及びその介護者	5 割引

別表

普通旅客運賃

和程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
1	169 円	170 円
2	169	170
3	169	170
4	169	170
5	207	210
6	207	210
7	207	210
8	207	210
9	245	250
10	245	250
11	245	250
12	245	250
13	284	290
14	284	290
15	284	290
16	284	290
17	323	330
18	323	330
19	323	330
20	323	330
21	362	370
22	362	370
23	362	370
24	362	370
25	402	410
26	402	410
27	402	410
28	402	410
29	442	450
30	442	450
31	442	450
32	442	450
33	483	490
34	483	490
35	483	490
36	483	490
37	521	530
38	521	530
39	521	530
40	521	530
41	557	560

別表

普通旅客運賃

和程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
1	147 円	150 円
2	147	150
3	147	150
4	147	150
5	178	180
6	178	180
7	178	180
8	178	180
9	210	210
10	210	210
11	210	210
12	210	210
13	242	250
14	242	250
15	242	250
16	242	250
17	272	280
18	272	280
19	272	280
20	272	280
21	304	310
22	304	310
23	304	310
24	304	310
25	346	350
26	346	350
27	346	350
28	346	350
29	377	380
30	377	380
31	377	380
32	377	380
33	409	410
34	409	410
35	409	410
36	409	410
37	440	440
38	440	440
39	440	440
40	440	440
41	471	480

別表 つづき

和程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
42	557 円	560 円
43	557	560
44	557	560
45	592	600
46	592	600
47	592	600
48	592	600
49	627	630
50	627	630
51	627	630
52	627	630
53	657	660
54	657	660
55	657	660
56	657	660
57	683	690
58	683	690
59	683	690
60	683	690
61	709	710
62	709	710
63	709	710
64	709	710
65	735	740
66	735	740
67	735	740
68	735	740
69	758	760
70	758	760
71	758	760
72	758	760
73	781	790
74	781	790
75	781	790
76	781	790
77	800	800
78	800	800
79	800	800
80	800	800
81	800	800

別表 つづき

和程	1 円単位 運賃	1 0 円単位 運賃
42	471 円	480 円
43	471	480
44	471	480
45	503	510
46	503	510
47	503	510
48	503	510
49	534	540
50	534	540
51	534	540
52	534	540
53	566	570
54	566	570
55	566	570
56	566	570
57	608	610
58	608	610
59	608	610
60	608	610
61	639	640
62	639	640
63	639	640
64	639	640
65	682	690
66	682	690
67	682	690
68	682	690
69	712	720
70	712	720
71	712	720
72	712	720
73	754	760
74	754	760
75	754	760
76	754	760
77	786	790
78	786	790
79	786	790
80	786	790
81	786	790

別表 つづき

定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃（1 か月）

和程	運賃	和程	運賃
1	6,540 円	41	20,370 円
2	6,540	42	20,370
3	6,540	43	20,370
4	6,540	44	20,370
5	7,920	45	21,270
6	7,920	46	21,270
7	7,920	47	21,270
8	7,920	48	21,270
9	9,320	49	21,970
10	9,320	50	21,970
11	9,320	51	21,970
12	9,320	52	21,970
13	10,720	53	22,470
14	10,720	54	22,470
15	10,720	55	22,470
16	10,720	56	22,470
17	12,130	57	22,870
18	12,130	58	22,870
19	12,130	59	22,870
20	12,130	60	22,870
21	13,550	61	23,170
22	13,550	62	23,170
23	13,550	63	23,170
24	13,550	64	23,170
25	14,980	65	23,420
26	14,980	66	23,420
27	14,980	67	23,420
28	14,980	68	23,420
29	16,420	69	23,620
30	16,420	70	23,620
31	16,420	71	23,620
32	16,420	72	23,620
33	17,850	73	23,820
34	17,850	74	23,820
35	17,850	75	23,820
36	17,850	76	23,820
37	19,270	77	24,000
38	19,270	78	24,000
39	19,270	79	24,000
40	19,270	80	24,000
		81	24,000

別表 つづき

定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃（1 か月）

和程	運賃	和程	運賃
1	5,540 円	41	17,580 円
2	5,540	42	17,580
3	5,540	43	17,580
4	5,540	44	17,580
5	6,730	45	18,420
6	6,730	46	18,420
7	6,730	47	18,420
8	6,730	48	18,420
9	7,910	49	18,840
10	7,910	50	18,840
11	7,910	51	18,840
12	7,910	52	18,840
13	9,100	53	19,250
14	9,100	54	19,250
15	9,100	55	19,250
16	9,100	56	19,250
17	10,280	57	19,670
18	10,280	58	19,670
19	10,280	59	19,670
20	10,280	60	19,670
21	11,470	61	20,090
22	11,470	62	20,090
23	11,470	63	20,090
24	11,470	64	20,090
25	12,980	65	20,520
26	12,980	66	20,520
27	12,980	67	20,520
28	12,980	68	20,520
29	14,160	69	20,940
30	14,160	70	20,940
31	14,160	71	20,940
32	14,160	72	20,940
33	15,340	73	21,350
34	15,340	74	21,350
35	15,340	75	21,350
36	15,340	76	21,350
37	16,540	77	21,770
38	16,540	78	21,770
39	16,540	79	21,770
40	16,540	80	21,770
		81	21,770

別表 つづき

定期旅客運賃

通学定期旅客運賃（１か月）

キロ程	運賃	キロ程	運賃
1	1,150 円	41	4,440 円
2	1,330	42	4,480
3	1,530	43	4,530
4	1,720	44	4,570
5	1,920	45	4,620
6	2,100	46	4,660
7	2,300	47	4,720
8	2,470	48	4,770
9	2,600	49	4,820
10	2,700	50	4,860
11	2,810	51	4,910
12	2,910	52	4,950
13	3,020	53	5,000
14	3,110	54	5,040
15	3,200	55	5,090
16	3,310	56	5,140
17	3,390	57	5,190
18	3,440	58	5,240
19	3,490	59	5,290
20	3,540	60	5,330
21	3,580	61	5,380
22	3,620	62	5,420
23	3,670	63	5,470
24	3,710	64	5,520
25	3,760	65	5,570
26	3,800	66	5,610
27	3,840	67	5,660
28	3,880	68	5,700
29	3,920	69	5,750
30	3,960	70	5,800
31	4,000	71	5,860
32	4,050	72	5,900
33	4,090	73	5,950
34	4,140	74	5,990
35	4,180	75	6,040
36	4,220	76	6,080
37	4,260	77	6,130
38	4,300	78	6,170
39	4,340	79	6,230
40	4,390	80	6,270
		81	6,330

別表 つづき

定期旅客運賃

通学定期旅客運賃（１か月） 略

第2 適用方法（適用条件）

1. 普通旅客

(1) 旅客の年齢

イ. 大人、小児、幼児及び乳児の区分

- (イ) 大人 12才以上の者
- (ロ) 小児 6才以上12才未満の者
- (ハ) 幼児 1才以上6才未満の者
- (ニ) 乳児 1才未満の者

ロ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

- (イ) 乗車券を所持している者に同伴されないとき。
- (ロ) 乗車券を所持している者に同伴されている場合でも二人をこえたものであるとき。
- (ハ) 団体旅客として乗車するとき又は、団体旅客に同伴されるとき。
- (ニ) 割当発売する座席を幼児だけで使用するとき。

ハ. 乳児を小児とみなして取り扱う場合

割当発売する座席を乳児だけで使用するとき。

(2) 有効期間

イ. 片道、往復、連続各乗車券別

- (イ) 片道乗車券 発売当日限り
- (ロ) 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。
- (ハ) 連続乗車券 各券片について片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間。

ロ. 有効期間の起算日と初日の時間

有効期間の初日は、時間の長短にかかわらず1日として計算し、かつ有効開始日を指定して発売したものを除き、乗車券発行の当日から起算する。
(他の乗車券類も同様とする。)

(3) 運賃を1円単位で収受する場合

イ. 適用条件

ICカードを用いて直接自動改札機等による改

第2 適用方法（適用条件） 略

札を受けて入場し、同一のＩＣカードにより自動改札機等による改札を受けて出場する場合に適用する。

ロ．適用範囲

当社線の各駅相互間及び当社線と「ＰＡＳＭＯ」取扱鉄道事業者との各駅相互間、当社線と東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」又は東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」又は東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」の各取扱鉄道事業者との各駅相互間（首都圏エリアに限る）とする。

(4) 運賃を１０円単位で収受する場合

イ．適用条件

係員又は乗車券類発売機により乗車券類を購入する場合等、前項以外の場合に適用する。

ロ．途中下車

途中下車は認めない。旅客が途中駅にて下車した場合は、使用乗車券は前途無効とする。

ハ．う回乗車

次に掲げる図の太線区間内各駅発着又は通過となるものは、その券面表示の経路にかかわらず、う回して乗車することができる。



2．定期旅客（定期乗車券）

(1) 旅客の年令

イ．大人、小児及び幼児の別

- | | | |
|-----|-----|-------------|
| (イ) | 大 人 | 12才以上の者 |
| (ロ) | 小 児 | 6才以上12才未満の者 |
| (ハ) | 幼 児 | 1才以上6才未満の者 |

ロ．大人を小児とみなして取り扱う場合

有効期間中にその使用旅客の年齢が１２才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。

(2) 発売条件

イ．通勤定期乗車券

常時、区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、西武の指定する発売駅に提出したとき発売する。

ロ．通学定期乗車券

指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が通学のため区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を西武の指定する発売駅に提出したとき又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して西武の指定する発売駅に提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について発売する。

(3) 有効期間

イ．各券種別有効期間

通勤及び通学定期乗車券 １か月、３か月、６か月

ロ．発売日及び有効開始日

有効開始日を指定して発売したものを除き、発売日を有効開始日とする。

(4) 途中下車及び途中乗車

途中下車及び途中乗車は旅客の任意とする。ただし、特に認めた券面経路と異なる経路の選択乗車する場合は、券面表示の経路以外の区間の途中駅では乗降の取扱いをしない。

(5) 乗車制限

特に制限しない。

(6) 乗車回数

特に制限しない。

(7) 選択乗車

次の各駅相互間発着となるものは、その券面表示の経路にかかわらず、末尾に記載したいずれの経路で乗車してもよい。

イ．久米川以遠（小平・田無方面）各駅と国分寺駅との相互間

多摩湖線萩山・一橋学園経由

国分寺線東村山・鷹の台経由

萩山・拝島線及び鷹の台経由

ロ．東村山以遠（西武園及び所沢方面 ただし、西武園ゆうえんち以遠を除く）各駅と国分寺駅との相互間

小川・鷹の台経由

久米川・小平・拝島線・多摩湖線経由

小川・拝島線及び多摩湖線経由

3．回数旅客（回数乗車券）

(1) 旅客の年令

イ．大人、小児及び幼児の別

(イ) 大人 12才以上の者

(ロ) 小児 6才以上12才未満の者

(ハ) 幼児 1才以上6才未満の者

ロ．大人を小児とみなして取り扱う場合

有効期間中にその使用旅客の年令が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。

(2) 発売条件

イ．身体障害者及びその介護者

同一区間をしばしば乗車する、6．(2) ロ.に該当する旅客に発売する。

ロ．知的障害者及びその介護者

同一区間をしばしば乗車する、6．(3) ロ.に該当する旅客に発売する。

ハ．精神障害者及びその介護者

同一区間をしばしば乗車する、6．(4) ロ.に該当する旅客に発売する。

(3) 有効期間

3 か月

(4) 途中下車

途中下車は認めない。旅客が途中駅に下車した場合は、使用券片は前途無効とする。

4. 団体旅客（団体乗車券）

(1) 旅客の年令

イ. 大人、小児及び幼児の別

(イ) 大人 12才以上の者

(ロ) 小児 6才以上12才未満の者

(ハ) 幼児 1才以上6才未満の者

ロ. 幼児を小児とみなして取り扱う場合

団体旅客として乗車するとき又は団体旅客に随伴されるとき。

ハ. 大人を小児とみなして取り扱う場合

小学児童によって構成された団体旅客中に12才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取り扱う。

(2) 適用条件

発着駅及び経路を同じくし、かつ次の各号の一に該当する団体の旅客で西武が運送の引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

イ. 学生団体

(イ) 次の一に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行あつ旋人によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合はその人員が25人未満のときであってもこの取り扱いをする。

- a. 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児
- b. 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童

(n) (i) の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

- a. 幼稚園の園児・保育所等の幼児又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
- b. 障害又は虚弱のため、西武において付添を必要と認めるとき。

(n) (i) の旅行あつ旋人は、当該団体を構成する人員（旅行あつ旋人を含む。）が26人以上99人まで1人、100人以上2人とする。

ロ. 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの。

(3) 有効期間及び途中下車

その都度定める。

(4) 責任人員

臨時列車の設定又は客車の増結等特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満のは数は大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する。

(5) 運賃予納制度

団体旅客に対し、責任人員をつけた場合又は西武において特に必要と認めたときは、申込人員に対する団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）を保証金として収受する。保証金は西武の責に帰さない事由によって申込者がその申込を取り消したときは、これを

返還しない。

5. 貸切旅客（貸切乗車券）

(1) 旅客の年令

年令の区別なし。

(2) 適用条件

あらかじめ、その人員、行程、その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を収受し、西武において運輸上支障がないと認めたときは貸切運送の取り扱いをする。

(3) 有効期間

その都度定める。

(4) 運賃予納制度

西武において特に必要と認めたときは、申込人員に対する団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）を保証金として収受する。保証金は西武の責に帰さない事由によって申込者がその申込を取り消したときは、これを返還しない。

6. 特殊割引旅客

(1) 被救護者割引

イ. 被救護者本人

西武の指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。

ロ. 被救護者の付添人

被救護者が老幼、障害のため又は逃亡のおそれがあるため西武において、これに付添人を必要と認めるときは、被救護者1人について付添人1人に限って普通旅客運賃の割引をする。

(2) 身体障害者割引

イ. 身体障害者本人

(イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定によ

り身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の一に該当する身体障害者が単独で当社線片道50キロメートル（連絡運輸の場合は当社線と連絡運輸区域内他社線を通して100キロメートル）をこえる区間を旅行する場合で、所定の障害者手帳を呈示したときは普通旅客運賃の割引をする。

- a. 視覚に障害がある者
- b. 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- c. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- d. 肢体不自由者
- e. 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者

(ロ) 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

a. 第1種身体障害者とは、次の各号の一に該当する者及び障害度がこれよりも重い者をいう。

- (a) 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者
- (b) 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者
- (c) 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者
- (d) 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者
- (e) 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者
- (f) 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者
- (g) 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

(h) ぼうこう又は直腸の機能の障害により、
家庭内での日常生活活動が著しく制限さ
れる者

(i) 前各号の障害の種類を2以上有し、その
障害の総合の程度が前各号に準ずる者

b. 第2種身体障害者とは、前号以外の者をい
う。

ロ. 身体障害者及びその介護者

第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する1
2才未満の第2種身体障害者が、その介護者と乗
車券の種類、乗車区間及び有効期間を同一にて旅
行する場合で、かつ同時に購入する場合に限り、
所定の障害者手帳を呈示したときは、普通、定期、
回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に
対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に
限る。なお介護者は、身体障害者1人に対して1
人とし、鉄道係員が介護能力があると認められる
者とする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であ
っても介護者に対しては、通学定期乗車券を発
売しない。

(3) 知的障害者割引

イ. 知的障害者本人

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚
生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定
する知的障害者療育手帳の交付を受けている
知的障害者が単独で当社線片道50キロメー
トル（連絡運輸の場合は当社線と連絡運輸区域
内他社線を通して100キロメートル）をこえ
る区間を旅行する場合で、所定の知的障害者療
育手帳を呈示したときは普通旅客運賃の割引
をする。

(ロ) 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的
障害者及び第2種知的障害者に分ける。

a. 第1種知的障害者とは、次の各号の一に該
当する者及びこれよりも重度の者をいう。

(a) 知能指数がおおむね35以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度の者

(注) 日常生活において常時介護を要する程度の者とは、次の各号の一に該当する者であることとされている。

- ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であつて、個別的指導及び介助を必要とする者

- ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者

(b) 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度の者

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。

b. 第2種知的障害者とは、前号以外の者をいう。

ロ. 知的障害者及びその介護者

第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者が、その介護者と乗車券の種類、乗車区間及び有効期間を同一にて旅行する場合で、かつ同時に購入する場合に限り、所定の知的障害者療育手帳を呈示したときは、普通、定期、回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。なお介護者は、知的障害者1人に対して1人とし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であ

っても介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(4) 精神障害者割引

イ. 精神障害者本人

(イ)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている精神障害者が単独で当社線片道50キロメートル（連絡運輸の場合は当社線と連絡運輸区域内他社線を通して100キロメートル）をこえる区間を旅行する場合で、所定の精神障害者手帳を呈示したときは普通旅客運賃の割引をする。

(ロ) 前項の精神障害者を、次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

a. 「第1種精神障害者」とは、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）」に定める「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」に規定する障害等級1級（精神障害であって、日常の生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）と判定された者をいう。

b. 第2種精神障害者とは、前号以外の者をいう。

ロ. 精神障害者及びその介護者

第1種精神障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者が、その介護者と乗車券の種類、乗車区間及び有効期間を同一にて旅行する場合で、かつ同時に購入する場合に限り、所定の精神障害者保健福祉手帳を呈示したときは、普通、定期、回数各旅客運賃の割引をする。ただし、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。なお介護者は、精神障害者1人に対して1人とし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(5) 戦没者遺族割引

靖国神社に合祀された戦没者 1 人について 2 人の遺族が靖国神社に参拝するため当社線駅と東京都区東日本旅客鉄道会社線駅とを往復乗車する場合、所定の割引証を差し出したときに適用する。

(6) 実習割引

学校又は体育会等が学生・生徒（幼稚園の園児を含む。）の実習若しくは体育を目的として、鉄道の沿線に相当の設備を常置し、これを使用のため一定区間において 1 か月 5 0 0 人以上教職員、学生、生徒を往復旅行させる場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。ただし、実際乗車人員が前項の人員に満たないときは、その人員に対し、当該区間の所定の割引をした往復旅客運賃を学校又は体育会等の申込者から収受する。

第 3 乗継運賃

西武鉄道西武有楽町線（以下「西武有楽町線」という。）、西武鉄道池袋線（以下「池袋線」という。）又は、西武鉄道豊島線（以下「豊島線」という。）と東京地下鉄有楽町線（以下「有楽町線」という。）又は、同副都心線（以下「副都心線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、西武鉄道国分寺線（以下「国分寺線」という。）又は、西武鉄道多摩湖線（以下「多摩湖線」という。）と東日本旅客鉄道会社中央線（以下「中央線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、西武鉄道拝島線（以下「拝島線」という。）と東日本旅客鉄道会社青梅線（以下「青梅線」という。）、同五日市線（以下「五日市線」という。）又は、同八高線（以下「八高線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、西武鉄道多摩川線（以下「多摩川線」という。）と中央線との間を相互に乗り継い

第 3 乗継運賃 略

で利用する場合、池袋線と東日本旅客鉄道会社山手線（以下「山手線」という。）、同赤羽線（以下「赤羽線」という。）、東武鉄道東上線（以下「東上線」という。）、東京地下鉄丸ノ内線（以下「丸ノ内線」という。）、有楽町線又は、副都心線との間を相互に乗り継いで利用する場合、西武鉄道新宿線（以下「新宿線」という。）と丸ノ内線、副都心線又は、東京都交通局大江戸線（以下「大江戸線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、新宿線と山手線又は、東京地下鉄東西線（以下「東西線」という。）との間を相互に乗り継いで利用する場合、池袋線又は西武有楽町線と大江戸線との間を相互に乗り継いで利用する場合及び新宿線と大江戸線との間を相互に乗り継いで利用する場合の連絡普通旅客運賃の計算方法及び適用方法は、次のとおりとする。

1. 適用区間

- (1) 西武有楽町線「新桜台」駅、池袋線「桜台」もしくは「練馬」各駅又は豊島線「豊島園」駅と小竹向原接続有楽町線「平和台」、「氷川台」、「千川」もしくは「要町」各駅又は副都心線「千川」もしくは「要町」各駅相互間
- (2) 国分寺線「鷹の台」もしくは「恋ヶ窪」各駅又は多摩湖線「青梅街道」、もしくは「一橋学園」各駅と国分寺接続中央線「武蔵小金井」又は「西国分寺」各駅相互間
- (3) 拝島線「玉川上水」、「西武立川」間各駅と拝島接続青梅線「福生」、「牛浜」もしくは「昭島」各駅、五日市線「熊川」駅又は八高線「東福生」駅相互間
- (4) 多摩川線「新小金井」又は「多磨」各駅と武蔵境接続中央線「三鷹」又は「東小金井」各駅相互間
- (5) 池袋線「椎名町」又は「東長崎」各駅と池袋接続山手線「高田馬場」、「目白」、「大塚」もしくは「巣鴨」各駅、赤羽線「板橋」、東上線「北池袋」、「中板橋」間各駅、丸ノ内線「新大塚」もしくは「茗

荷谷」、有楽町線「護国寺」、「東池袋」、「要町」もしくは「千川」各駅又は副都心線「西早稲田」、「雑司が谷」、「要町」もしくは「千川」各駅相互間

(6) 新宿線「高田馬場」、「中井」間各駅と西武新宿線丸ノ内線「新宿御苑前」、「新宿三丁目」、「西新宿」、「中野坂上」、「新中野」もしくは「中野新橋」、副都心線「北参道」、「新宿三丁目」もしくは「東新宿」各駅又は大江戸線「若松河田」、「東新宿」、「都庁前」、「西新宿五丁目」もしくは「新宿」各駅相互間

(7) 新宿線「西武新宿」、「下落合」、「中井」又は「新井薬師前」各駅と高田馬場線山手線「新宿」、「新大久保」、「目白」もしくは「池袋」又は東西線「神楽坂」、「早稲田」、「落合」もしくは「中野」各駅相互間

(8) 池袋線「東長崎」、「桜台」間各駅もしくは「中村橋」、「練馬高野台」間各駅又は西武有楽町線「新桜台」もしくは「小竹向原」各駅と練馬線大江戸線「落合南長崎」、「新江古田」、「豊島園」もしくは「練馬春日町」各駅相互間

(9) 新宿線「西武新宿」、「下落合」間各駅もしくは「新井薬師前」、「野方」間各駅と中井線大江戸線「中野坂上」、「東中野」、「落合南長崎」もしくは「新江古田」各駅相互間

2. 運賃の計算方法

(1) 大人

大人の普通旅客運賃から10円を差し引いた額

(2) 小児

小児の普通旅客運賃から5円を差し引いた額とし、10円未満のは数計算は行わない。ただし、池袋線と山手線又は赤羽線との乗継の場合及び新宿線と山手線との乗継の場合は、小児の普通旅客運賃から10円を差し引いた額とする。

3. 適用方法

第2の1. の(1)、(2)、(3)及び(4)のイ、ロのとおり。

料金

1. 特別急行料金

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 18キロメートルまで | 400円 |
| (2) 19キロメートル以上35キロメートルまで | 500円 |
| (3) 36キロメートル以上60キロメートルまで | 600円 |
| (4) 61キロメートル以上 | 900円 |

- ・ 小児料金（小児とは6才以上12才未満の者をいう。）は大人料金を折半し、10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

ただし、6才未満の者であっても座席を占有するときは、これを小児とみなして取扱う。

- ・ 旅客が当社線内において係員の承諾を得ずに、かつ、事前に特別急行券を購入せずに特別急行列車に乗車した場合には、上記の特別急行料金に加えて次の額を収受する。

特別急行券1枚につき	200円
------------	------

2. 座席指定料金

- | | |
|----------------|------|
| (1) 50キロメートルまで | 400円 |
| (2) 51キロメートル以上 | 500円 |

- ・ 小児料金（小児とは6才以上12才未満の者をいう。）は大人料金を折半し、10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

ただし、6才未満の者であっても座席を占有するときは、これを小児とみなして取扱う。

- ・ 西武有楽町線を介して他社線と相互直通して運行する座席指定列車に乗車する場合の座席指定料金は、実際の乗車区間にかかわらず当社線内は50キ

料金

1～12. 略

ロメートルまで300円とする。

- ・ 西武新宿駅から拝島駅方面に運行する座席指定列車に拝島線各駅（「小平」「萩山」「小川」「東大和市」「玉川上水」「武蔵砂川」「西武立川」）から乗車する場合には、座席指定券を購入せずに乗車できるものとする。
- ・ 旅客が当社線内において係員の承諾を得ずに、かつ、事前に座席指定券を購入せずに座席指定列車に乗車した場合には、上記の座席指定料金に加えて次の額を収受する。

座席指定券1枚につき	200円
------------	------

3. 貸切車の留置料

- | | | | |
|---------|----|----------|--------|
| (1) 機関車 | 1両 | 2時間までごとに | 5,720円 |
| (2) 電車 | 同 | | 1,980円 |

4. 貸切扱取消の場合の回送料

- | | | | |
|---------|----|------------|------|
| (1) 機関車 | 1両 | 1キロメートルにつき | 650円 |
| (2) 電車 | 同 | | 240円 |

5. 再収受した旅客運賃の払いもどし手数料

- | | |
|-------------|------------|
| 1枚につき | 100円 |
| ただし、連絡となるもの | 1枚につき 220円 |

6. 旅行開始前の旅客運賃払いもどし手数料

- | | | |
|-------------|-------|------|
| (1) 普通乗車券 | 1枚につき | 100円 |
| ただし、連絡となるもの | 1枚につき | 220円 |
| (2) その他の乗車券 | 1枚につき | 220円 |

7. 回数乗車券使用開始後の旅客運賃払いもどし手数料

220円

8. 定期乗車券使用開始後の旅客運賃払いもどし手数料

1枚につき 220円

9. 旅行中止による旅客運賃の払いもどし手数料

普通乗車券 1枚につき 100円

ただし、連絡となるもの 1枚につき 220円

10. 特別急行料金および座席指定料金の払いもどし手数料

1枚につき 100円

11. 入場料金

大人 170円 小児 90円

12. 鉄道駅バリアフリー料金

(1) 普通旅客運賃に対する料金

イ. 1円単位運賃 1乗車につき 大人10円

ロ. 10円単位運賃 1乗車につき 大人10円

上記料金を旅客運賃の計算方法の普通旅客運賃に加算し、普通旅客運賃と一体のものとして適用する。

なお、別表第一に定める運賃に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、普通旅客運賃に鉄道駅バリアフリー料金を加算した額を基準として計算した額から、別表第一に定める運賃を減算した額とする。

別表第一

運賃の種類	運賃の計算方法
大人団体旅客運賃	3 (1) イ
貸切旅客運賃	4 (1)
特殊割引旅客運賃 (普通旅客運賃10円単位、 回数旅客運賃)	5 (1)、5 (4)

特殊割引旅客運賃 (普通旅客運賃 1 円単位)	5 (2)
小児普通旅客運賃 (1 円単位)	1 (5) イ
小児普通旅客運賃 (10 円単位)	1 (5) ロ
小児団体旅客運賃	3 (1) ロ

(2) 定期旅客運賃に対する料金

通勤定期旅客運賃 1 か月につき大 人 600 円

上記料金を旅客運賃の計算方法の通勤定期旅客運賃に加算し、通勤定期旅客運賃と一体のものとして適用する。

なお、別表第二に定める運賃に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、通勤定期旅客運賃に鉄道駅バリアフリー料金を加算した額を基準として計算した額から、別表第二に定める運賃を減算した額とする。

別表第二

運賃の種類	運賃の計算方法
3 か月 定期旅客運賃	2 (3)
6 か月 定期旅客運賃	2 (4)
特殊割引旅客運賃 (定期旅客運賃)	5 (3)
小児定期旅客運賃	2 (5)

※運賃改定実施（令和 8 年 3 月予定）に合わせ、12. 鉄道駅バリアフリー料金収受を取り止め。

5. 鉄道事業設備投資計画表

(単位：億円)

	項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	投資計画(主な投資内容)	計画	計画	計画	計画	計画
安全	新宿線 連続立体交差事業 東村山駅付近・中井～野方駅間ほか	25	48	55	34	37
	踏切道の安全対策 高規格な踏切支障検知装置、特殊信号発光機の ATS 連動化、踏切異常検知システムなど	3	3	2	2	2
	車両更新・新たな着席サービス 通勤車両更新、サステナ車両※導入、山口線車両 新造、新宿線有料着席サービス刷新など	75	85	119	124	104
	線路・土木構造物の強靱化 耐震補強、法面改良、落石防護など 激甚化する災害への対応	23	28	16	37	20
	電力・信号・通信設備の更新 無線式列車制御(CBTC)システム導入、 変電所更新など	60	79	84	83	88
	検修設備・現業施設の更新 各所車両検修設備の更新、働きがい向上に資す る現業施設の職場環境改善	20	21	28	40	43
	その他 自動改札機・自動券売機など駅務機器の更新、 CBM 導入、検査業務デジタル化など	27	41	42	25	14
	小 計	236	307	349	348	310
サービス 改善	駅設備の改修・リニューアル 駅トイレのリニューアル、 駅施設の内外装改修など	17	18	11	8	13
	バリアフリー設備 ホームドア整備など	39	44	44	43	43
	その他 新たな決済サービス導入、 駅防犯カメラ増設など	23	19	21	15	2
	小 計	79	82	77	66	58
輸送力 増強	大規模駅改良 小川駅駅舎建替など	1	2	22	25	43
	小 計	1	2	22	25	43
合 計		318	393	449	440	413

※端数処理のため、各項目の計と合計が一致しない場合がある

※サステナ車両：他社から譲受した VVVF インバータ制御車両を西武鉄道独自の呼称として定義

6. 申請内容

(1) 現行・申請運賃一覧表

①普通旅客運賃（大人）

・1円単位運賃

(単位：キロ、円)

キロ程	現行	申請 上限運賃	差額	改定率
1～4	147	169	22	15.0%
5～8	178	207	29	16.3%
9～12	210	245	35	16.7%
13～16	242	284	42	17.4%
17～20	272	323	51	18.8%
21～24	304	362	58	19.1%
25～28	346	402	56	16.2%
29～32	377	442	65	17.2%
33～36	409	483	74	18.1%
37～40	440	521	81	18.4%
41～44	471	557	86	18.3%
45～48	503	592	89	17.7%
49～52	534	627	93	17.4%
53～56	566	657	91	16.1%
57～60	608	683	75	12.3%
61～64	639	709	70	11.0%
65～68	682	735	53	7.8%
69～72	712	758	46	6.5%
73～76	754	781	27	3.6%
77～81	786	800	14	1.8%

※現行は鉄道駅バリアフリー料金を含まない金額

・10円単位運賃

(単位：キロ、円)

キロ程	現行	申請 上限運賃	差額	改定率
1～4	150	170	20	13.3%
5～8	180	210	30	16.7%
9～12	210	250	40	19.0%
13～16	250	290	40	16.0%
17～20	280	330	50	17.9%
21～24	310	370	60	19.4%
25～28	350	410	60	17.1%
29～32	380	450	70	18.4%
33～36	410	490	80	19.5%
37～40	440	530	90	20.5%
41～44	480	560	80	16.7%
45～48	510	600	90	17.6%
49～52	540	630	90	16.7%
53～56	570	660	90	15.8%
57～60	610	690	80	13.1%
61～64	640	710	70	10.9%
65～68	690	740	50	7.2%
69～72	720	760	40	5.6%
73～76	760	790	30	3.9%
77～81	790	800	10	1.3%

※現行は鉄道駅バリアフリー料金を含まない金額

②通勤定期旅客運賃（大人 1 か月）

（単位：キロ、円）

キロ程	現行	申請上限運賃	差額	改定率
1～4	5,540	6,540	1,000	18.1%
5～8	6,730	7,920	1,190	17.7%
9～12	7,910	9,320	1,410	17.8%
13～16	9,100	10,720	1,620	17.8%
17～20	10,280	12,130	1,850	18.0%
21～24	11,470	13,550	2,080	18.1%
25～28	12,980	14,980	2,000	15.4%
29～32	14,160	16,420	2,260	16.0%
33～36	15,340	17,850	2,510	16.4%
37～40	16,540	19,270	2,730	16.5%
41～44	17,580	20,370	2,790	15.9%
45～48	18,420	21,270	2,850	15.5%
49～52	18,840	21,970	3,130	16.6%
53～56	19,250	22,470	3,220	16.7%
57～60	19,670	22,870	3,200	16.3%
61～64	20,090	23,170	3,080	15.3%
65～68	20,520	23,420	2,900	14.1%
69～72	20,940	23,620	2,680	12.8%
73～76	21,350	23,820	2,470	11.6%
77～81	21,770	24,000	2,230	10.2%

※現行は鉄道駅バリアフリー料金を含まない金額

③通学定期旅客運賃（大人 1 か月）

通学定期旅客運賃は家計負担に配慮し、据え置きとする。

(2) 定期運賃平均割引率

通 勤 定 期		通 学 定 期	
現 行	申 請	現 行	申 請
37.3%	37.2%	80.6%	83.4%

※現行は鉄道駅バリアフリー料金を含まない。

(3) 改定率・増収率

		上 限 運 賃	
		改 定 率	増 収 率
定 期 外		16.8% (11.9%)	12.7% (8.0%)
定 期	通 勤	16.9% (10.0%)	16.5% (9.7%)
	通 学	—	—
	計	15.4% (9.2%)	15.0% (8.9%)
合 計		16.2% (10.7%)	13.7% (8.4%)

※ () 内は現行運賃に鉄道駅バリアフリー料金を含む場合。

(4) 主要区間・対抗区間運賃比較

区間	種別	西武鉄道		競合	
		現行 (円)	申請 (円)	社名 区間	現行 (円)
池袋～ 練馬	普通	188	207	東武鉄道 池袋～ 東武練馬	209
	通勤定期	7,330	7,920		8,340
	通学定期	2,100	2,100		3,070
池袋～ 石神井公園	普通	220	245	東武鉄道 池袋～ 和光市	261
	通勤定期	8,510	9,320		10,610
	通学定期	2,810	2,810		3,820
池袋～ ひばりヶ丘	普通	282	323	東武鉄道 池袋～ 朝霞台	324
	通勤定期	10,880	12,130		12,260
	通学定期	3,390	3,390		4,190
池袋～ 本川越	普通	481	557	東武鉄道 池袋～ 川越	481
	通勤定期	18,180	20,370		16,150
	通学定期	4,570	4,570		4,840
西武新宿～ 上石神井	普通	252	284	JR 東日本 新宿～ 吉祥寺	253
	通勤定期	9,700	10,720		7,840
	通学定期	3,020	3,020		5,960
西武新宿～ 小平	普通	314	362	JR 東日本 新宿～ 国分寺	440
	通勤定期	12,070	13,550		13,120
	通学定期	3,670	3,670		8,230
西武新宿～ 玉川上水	普通	387	442	JR 東日本 新宿～ 立川	528
	通勤定期	14,760	16,420		15,600
	通学定期	3,960	3,960		8,550
西武新宿～ 拝島	普通	450	521	JR 東日本 新宿～ 拝島	616
	通勤定期	17,140	19,270		18,720
	通学定期	4,260	4,260		9,190

※通学定期旅客運賃は据え置き

※現行は鉄道駅バリアフリー料金を含む金額を記載

※普通旅客運賃は1円単位運賃を記載、定期旅客運賃は大人1か月の運賃を記載

※JR 東日本の運賃は申請中の運賃を記載、通学定期旅客運賃は大学を記載